

平成 26 年 4 月 1 日
沖縄振興開発金融公庫

次世代育成支援対策推進法に係る行動計画の公表について

標題について、別紙のとおり行動計画を策定しましたので、次世代育成支援対策推進法第 12 条第 3 項の規定に基づき公表します。

(お問い合わせ先)
沖縄振興開発金融公庫
総務部 総務課
電話：03-3581-3241

次世代育成支援対策推進法に係る行動計画について

仕事とプライベートの両立支援の充実を図り、職員全員が働きやすい環境をつくること
によって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるよう、次のとおり行動計画を策定す
る。

1 計画期間

平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの 5 年間

2 内容

◆ 目標 1

妊娠中や出産後の職員の健康の確保について、職員に対する制度の周知や情報提供
及び相談体制の整備を実施する。

〈対策〉

平成 26 年 4 月～

- ・管理職向け研修で育児休業、休暇、時間外勤務の制限等について説明し仕事と子
育ての両立についての啓発を実施
- ・職員の出産・育児に関する相談窓口の設置を継続
- ・妊娠中の女性職員に対し、妊娠中や出産後の健康の確保に係る制度の説明の機会
を確保

平成 26 年 10 月～

- ・全職員に育児休業、休暇、時間外勤務の制限等に係る資料を配付し、仕事と子育
ての両立についての啓発を実施

◆ 目標 2

育児休業からの円滑な職場への復帰及び復帰後の仕事と子育ての両立を支援する。

〈対策〉

平成 26 年 4 月～

- ・育児休業から復帰する職員に対し、上司との面談の機会を設け、職場の状況や復
帰後の担当業務の内容について情報を提供

◆ 目標 3

ワークライフバランスの実現に向けた、職員への意識啓発活動を実施する。

〈対策〉

平成 26 年 4 月～

- ・ワークライフバランスセミナー等の開催

◆ 目標 4

職員の子どもが職場を見学できる機会を提供する。

〈対策〉

平成 26 年 4 月～

- ・本店において「職場参観日」等の開催